

# 職員の期末手当等に関する報告（意見）及び勧告の概要

平成21年5月15日  
埼玉県人事委員会

## 《勧告のポイント》

- 1 平成21年6月期の期末・勤勉手当の支給割合を $\Delta 0.20$ 月分（約1割）暫定的に凍結（一般職員の支給月数：2.15月 $\rightarrow$ 1.95月）
- 2 今回の凍結分に相当する期末・勤勉手当の取扱いについては、5月から実施している職種別民間給与実態調査の結果を踏まえ、今後、必要な措置を勧告

※ 埼玉県立大学の学長の特別給については、国に準じて期末特別手当を廃止し、期末・勤勉手当を支給することとした上で、特例措置を講ずる。

**実施時期**：この勧告を実施するための条例の公布の日

## 【平成21年6月に支給する期末・勤勉手当（一般職員）】

|     | 期末手当            | 勤勉手当            | 合計              |
|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 凍結後 | 1.25月           | 0.70月           | 1.95月           |
| 現行  | 1.40月           | 0.75月           | 2.15月           |
| 凍結分 | $\Delta 0.15$ 月 | $\Delta 0.05$ 月 | $\Delta 0.20$ 月 |

### 1 特別給改定についての基本的考え方

職員の特別給（期末手当・勤勉手当）については、例年5月から実施している職種別民間給与実態調査により、民間事業所における前年の8月からその年の7月までの1年間に支払われた賞与等の特別給の実態を把握し、その結果と比較した上で年間の支給月数を調整することが基本である。

### 2 民間企業における夏季一時金に関する特別調査の実施

本年の民間企業における夏季一時金については、各種発表によると、景気の急速な悪化に伴い、業種による差違はあるものの、全体として過去に例を見ないほど大幅な前年比マイナスとなることうかがわれた。そこで、速やかに県内の民間企業における夏季一時金の決定状況を把握する必要があるとの考えに立ち、例年5月から行っている職種別民間給与実態調査とは別に、特別調査を実施することとした。

### 3 特別調査の実施結果

#### (1) 特別調査の概要

- ア 調査期間：4月24日（金）～5月12日（火）（19日間）
- イ 調査対象：職種別民間給与実態調査対象企業（企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の企業）のうち、県内に本社を有する企業876社から抽出した256社
- ウ 調査内容：本年夏季一時金の支給の決定状況  
本年夏季一時金の支給額・支給月数、従業員の平均賃金  
前年夏季一時金の支給額・支給月数、従業員の平均賃金

#### (2) 特別調査の結果

- ア 集計企業数は210社（調査完了率：82.0%）
- イ 夏季一時金を決めたとする企業（夏季一時金決定済企業）は32社
- ウ 夏季一時金決定済企業に勤務する従業員数は、全体の18.0%にとどまっており、現時点では全体の約8割の従業員の夏季一時金が未定
- エ 決定済企業における本年の夏季一時金は、昨年に比べて $\Delta 15.9\%$ 、全企業の従業員ベースで見ると $\Delta 15.0\%$ と大きく減少

### 4 期末手当等に関する特例措置の実施について

県内民間企業における夏季一時金と本県職員の特別給が大きく乖離している状況は適当でなく、可能な限り民間の状況を公務に反映することが望ましいこと、国家公務員の期末手当及び勤勉手当に関して特例措置を行うこととする人事院勧告がなされていることなどを考慮し、暫定的に本年6月に支給すべき期末手当及び勤勉手当の支給月数の一部を凍結する特例措置を講ずることが適当であると判断した。

なお、調査結果をみると、全体の約8割の従業員の夏季一時金が未定となっており、今後、全体としての改定状況は変動することが予想されるため、特例措置による凍結分の月数については、国に準じて0.20月分とすることとした。